

諸外国等に対する輸入停止等の規制解除の働きかけを求める意見書

当県産農林水産物の輸出量は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、主要な輸出先国・地域において輸入停止等の規制措置を講じていることから、震災以前と比較して大きく減少している。

当県では震災以降、農地や農業用水路等の除染の実施のほか、農作物への放射性物質吸収抑制対策の徹底に加え、米の全量全袋検査を始めとした生産、流通、消費の各段階においてきめ細やかな放射性物質検査を実施するなど、安全な農林水産物だけを市場に出荷する体制を整えたところであるが、当県産農林水産物に対する風評は国内外ともにいまだ根強く、当県の農林水産業の復興・再生に向けて大きな妨げとなっている。

輸入停止等の規制措置を講じている諸外国等への輸出再開は、当県産農林水産物の安全性を国内外にアピールすることにつながり、当県の農林水産業の復興・再生のシンボルとなるものである。

よって、国においては、輸入停止等の規制を行っている諸外国等に対し、当県産農林水産物の安全確保の取組情報等を積極的に発信するとともに、輸入停止等の規制が解除されるまで、諸外国等の政府機関等に対する働きかけを継続的に行っていくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣

福島県議会議長 平出孝朗